

諮問番号：個人情報保護諮問第4号

答申番号：川情審査個情答申第4号

答 申

第1 審査会の結論

- 1 川口市長（以下「実施機関」という。）が審査請求人（以下「請求人」という。）に対し、平成30年3月7日付で行った保有個人情報部分開示決定は、妥当である。
- 2 請求人の主張は、いずれも理由がなく、認めることができない。

第2 審査請求の経緯等

- 1 本件の請求人である〇〇〇〇氏は、平成29年12月25日付で、川口市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第14条第1項に基づき、実施機関に対し、「旧子育て支援課における請求人に関する全ての記録」の開示を請求した。
- 2 実施機関は、平成30年3月7日付で、条例第19条第1項に基づき、開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）を行った。
- 3 請求人は、平成30年6月3日付審査請求書を提出し、本件部分開示決定について審査請求をした。
- 4 実施機関は、平成30年7月3日、条例第30条第1項の規定により、当審査会に諮問した。
- 5 なお、実施機関は、本件部分開示決定後、同決定において掲げた請求人の開示請求に係る保有個人情報の記録に漏れがあったことが判明したとして、請求人に対し、同年11月21日付で、上記部分開示決定の一部を変更する決定をした。しかし、当該変更決定に対しては、請求人から審査請求はなされていない。

第3 審査関係人の主張等

- 1 請求人の請求の趣旨及び理由

(1) 実施機関による不作為の改善

審査請求人による平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、実施機関は平成30年1月19日付の保有個人情報部分開示決定通知（以下「今回最初の通知」という。）を送付してきたが、開示しない部分及び理由の別紙の内容は、平成28年9月26日付で実施機関が行った、保有個人情報部分開示決定通知書（川子相収第211号-2）（以下「前回通知」という。）と一言一句同じものであった。

同様に、前回通知と今回最初の通知で開示された個人情報も、黒塗りの部分や形状が今回最初の通知と同一であった。

担当者に確認したところ、開示しない部分及び理由の別紙の内容や開示文書も前回通知のコピーであり、今回の開示事務では全く精査していない（以下「不作為」という。）ことを認めた。

不作為に対し改善を求めたところ、実施機関は今回最初の通知と同一の文書番号を持った平成30年3月7日付の保有個人情報部分開示決定通知（以下「今回二度目の通知」という。）を送付してきた。

同一の文書番号で今回二度目の通知が送付されてきたため、その有効性や影響範囲は不明だが、本審査請求においては、止むを得ずそれらの共通事項に関して言及する。

(2) 不十分な不開示理由による不開示文書の開示

最高裁判所平成4（行ツ）第48号平成4年12月10日判決は、開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」としては、開示請求者において、条例所定の不開示事由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知し得るものでなければならず、単に不開示の根拠規定を示すだけでは十分でないとしている。

しかるに、今回の一連の通知の不開示理由は、根拠規定とその内容が記載されているのみであり、不開示理由の記載として不適切である。

今回最初の通知に伴う開示の際、審査請求人らは、実施機関に対し最高裁判所の判例を説明し、十分な不開示理由の記載を求めたが、今回二度目の通

知でも不適切な理由付記を改めようとせず、職務怠慢を続けており、全体の奉仕者としてあるまじき対応をしている。

(3) 条例の理念を認識せず一事不再理を悪用する審査会の対応改善

川口市情報公開・個人情報保護審査会は、諮問第27号（平成27年12月24日付け）の審査会の判断において、一事不再理の法の一般原則から、本答申では判断は行わないとした。一事不再理は刑事上の責任を問う場合に適用される原則であるが、審査会は刑事事件でもない本件に適用し、最新の判断を行わないという不作為を行った。

これは、条例では2年任期であるにも関わらず18年以上も継続して任用されている委員による弊害といえる。今回の請求は、過去になされた部分開示とほぼ同一の事案であるが、審査会には条例の理念に沿った対応を求める。

2 実施機関の弁明

実施機関は、平成30年7月3日付弁明書により、本件部分開示決定の内容及び理由について、次のとおり弁明した。

(1) 「実施機関による不作為の改善」について

実施機関は、請求人の平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、平成30年1月19日付川子相収第319号により保有個人情報部分開示決定を行った。

その後、再度精査を行った結果、上記決定を取り消し、平成30年3月7日付川子相収第319号により保有個人情報部分開示決定の再決定を行った。

上記各決定の通知書は、いずれも請求人の平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対する決定の通知書であるため、同一の文書番号としたものである。

(2) 「不十分な不開示理由による不開示文書の開示」について

平成30年3月7日付保有個人情報部分開示決定通知に付記した不開示理由は、個人の情報や相談機関が限定されることがない範囲で、具体的に記載したものであると考えている。

(3) 「条例の理念を認識せず一事不再理の原則を悪用する審査会の対応改善」
について

審査会の対応については、実施機関が実施したものではないので回答できない。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり審議を行った。

年 月 日	経 過
平成30年7月 3日	諮問書の受理
平成30年8月15日	審議
平成30年8月24日	審議
平成30年9月25日	実施機関からの意見聴取、審議
平成30年11月6日	実施機関からの意見聴取、審議
平成31年1月31日	審議
平成31年3月12日	審議
平成31年4月23日	審議
令和元年6月 4日	審議
令和元年7月19日	審議
令和元年8月22日	審議

第5 審査会の判断

当審査会は、審査の結果、以下のとおり判断する。

1 審査会の審査の対象となる実施機関の決定について

- (1) 審査請求人による平成29年12月25日付保有個人情報開示請求に対し、実施機関は、当初、平成30年1月19日付で保有個人情報部分開示決定（以下「当初決定」という。）を行ったが、その後、当初決定を取り消し、改めて、平成30年3月7日付けで保有個人情報部分開示決定（本件部分開示決定）を行った。

実施機関は、当初決定と本件部分開示決定とを同一の文書番号の通知書により行ったが、当初決定の通知書と本件部分開示決定の通知書は別の文

書であるので、同一の文書番号とするのは適当ではない。しかし、この点は、本件部分開示決定の効力に影響するものではない。

(2) 請求人による審査請求の対象となるのは、本件部分開示決定である。

請求人は、当初決定の内容は、平成28年9月26日付けで実施機関が行った保有個人情報部分開示決定と一言一句同じものであったと主張するが、当初決定は、後に実施機関により取り消されているので、その内容いかんは本件の審査の対象とはならない。

(3) 本件の審査の対象となる本件部分開示決定の内容は、平成28年9月26日付けで実施機関が行った保有個人情報部分開示決定とほぼ同じであるが、同決定において非開示とされたものを開示に変更した部分もあり、両者は全く同じものではない。

(4) 本件部分開示決定における不開示部分は、いずれも、実施機関が本件部分開示決定通知書において不開示の理由として掲げる条例の各条項に該当すると認められる。よって、本件部分開示決定は、妥当である。

2 不開示理由の提示について

(1) 開示決定等の通知書に記載すべき「開示しない理由」については、単に不開示理由として、当該条文を示すだけでなく、その条文の不開示事由のどこに該当するかを示さなければならないとされている。

(2) 請求人の引用する最高裁判例は東京都の旧条例についての事案であり、当時の条例では、不開示にできる場合と定めた第9条第8号は、長文の条文であり、対象となる文書の種類が13例、不開示にできる場合が6例挙げられていて、条文のみを示されただけでは、対象文書が具体的にどのような文書に該当し、それがどのような理由によって不開示とされたかを知ることはできないものであった。

(3) しかしながら、川口市の条例で不開示事由を定める第16条は、7号に分かれて規定され、各号でその対象となる文書や不開示理由が個別に示されていて、その該当各号の記載によっても不開示とされる理由がある程度は具体的に示されることになる。

- (4) さらに、実施機関は、不開示の理由について、該当条項とその条文の内容のみならず、その個人情報につき、許される範囲でより詳しい理由も付加して示している。
- (5) 請求人は、上記(3)と(4)の記載により不開示理由のどれに該当するのかをその根拠とともに了知できるものであって、いずれの不開示理由も理由の提示として不十分であるとはいえない。
- 3 一事不再理に関する請求人の主張について
請求人の主張は、当審査会の過去の諮問事案についての判断や審査会についての批判であり、本件審査請求の対象となるものではない。
- 4 以上のとおり、本件部分開示決定は、妥当であると認められる。請求人の主張は、いずれも理由がなく、認めることができない。

令和元年8月22日

川口市情報公開・個人情報保護等審査会

委員（会長） 馬 橋 隆 紀

委員 飯 塚 肇

委員 田 村 泰 俊